「施設の円滑な利用のための支援」についての確認書【イメージ】

（「事業者（施設の設置管理者）の責務」（第４条第２項）に係る内容）

条例は、施設設置管理者へ、施設を、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、整備（バリアフリー整備）を進めることを規定しています。令和４年10月の改正条例では、実質的なバリアフリー化を進めるため、ハード整備と合わせて、その施設・設備の利用についてのソフト的な支援を明確化しました。規定の概要は次のとおりですので、お読みいただくとともに、施設整備後の対応予定について記載をお願いします。

１　施設の利用に必要な支援（情報の提供その他の支援）

必要な方が、バリアフリー整備した施設・設備を使えるように、各施設管理者には取組をお願いします。具体的には、個別の事例となりますが、たとえば、

・整備された放送設備を使ってわかりやすい放送をする

・施設の各箇所のわかりやすい表示を設置し、また案内ができるようにしておく

・意思疎通のため筆談ボードやメモ帳を用意、周知し、対応できるようにしておく。

・設備の利用方法の案内が適切にできるように、職員へ周知や研修をしておく

・段差解消等、物理的手段を用意し、求めに応じて案内する等が考えられます。

（１）施設において予定している支援内容について、上記も参照しながら内容を記載願います。

ア　整備された放送設備を使ったわかりやすい放送等

　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

イ　施設の各箇所のわかりやすい表示設置

　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

ウ　必要な方へ人的案内ができる体制

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

エ　意思疎通手段の準備［例：筆談ボード、メモ帳、タブレット、その他手段］

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

オ　職員への周知・研修等の取組

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

カ　簡易的な段差解消設備等、求めに応じて対応可能な物理的対応の準備

　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

キ　非常時の体制の整備［例：放送案内、避難経路図示、人的誘導、その他手段］

　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

ク　その他

２　適正な配慮についての周知等の取組

バリアフリー整備した施設・設備を、必要な方が使えるように、県民は協力に努め、また利用の妨げをしてはならないこととなっています（第５条第２項）が、必要のない人が使っている場合も見受けられます。

そこで、各施設管理者には、適正な配慮に向け施設利用者への周知をお願いします。具体的には、個別の事例となりますが、たとえば、

・貼り紙等での注意喚起

・車椅子使用者用駐車場等に専用スペースとしてコーンの設置等

・館内放送で適正配慮をアナウンス

・不適正利用を見かけた場合の声かけ　等が考えられます。

（１）施設において予定している支援内容について、予定している項目に丸を付けるとともに、上記も参照しながら内容を記載願います。

ア　貼り紙等による注意喚起

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

イ　駐車場等に専用スペースであることがわかるよう、コーンの設置等

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

ウ　館内放送で適正な配慮についてのアナウンス実施

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）エ　不適切利用を見かけた場合の声かけ

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

オ　その他

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

* 上記は施設整備後の対応予定についてですが、適宜見直しを行い、実態に応じて整備いただくとともに、定期的に（年１回など）確認・振り返りをしていただくようお願いします。